

## 保育認定（3号）を受けた子どもの利用者負担額

3号認定（3歳未満児）

（平成30年4月1日時点の到達年齢になります）

保育認定		日光市の利用者負担額（月額）	
階層区分	階層区分説明	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法による非保護世帯及び、中国残留邦人等の円滑帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付世帯	0円	0円
第2階層	市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円
第3階層	市町村民税 所得割課税額 24,300円未満	12,000円	11,700円
第4階層	市町村民税 所得割課税額 24,300円～48,600円未満	14,000円	13,700円
第5階層	市町村民税 所得割課税額 48,600円～77,101円未満	20,000円	19,600円
第6階層	市町村民税 所得割課税額 77,101円～97,000円未満	22,000円	21,600円
第7階層	市町村民税 所得割課税額 97,000円～134,000円未満	28,000円	27,500円
第8階層	市町村民税 所得割課税額 134,000円～169,000円未満	30,000円	29,400円
第9階層	市町村民税 所得割課税額 169,000円～301,000円未満	38,000円	37,300円
第10階層	市町村民税 所得割課税額 301,000円～397,000円未満	50,000円	49,100円
第11階層	市町村民税 所得割課税額 397,000円以上	65,000円	63,800円

- ◆ 最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については無料となる制度がありますので、詳しくは市町村へお問い合わせください。
- ◆ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税、9月～翌年3月は当年度分の市民税額により決定する予定ですので、8月以前と9月以降で利用者負担額が異なることがあります。
- ◆ この利用者負担額(案)のほか、給食費などの実費徴収や上乗せ徴収が必要となる場合があります。